

IV 支援費基準について

1	主な追加、修正点	128
2	身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する 費用の額の算定に関する基準(案)	129
3	知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する 費用の額の算定に関する基準(案)	137
4	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する 費用の額の算定に関する基準(案)	146
5	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する 費用の額の算定に関する基準(案)	151
6	児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する 費用の額の算定に関する基準(案)	156
7	厚生労働大臣が定める割合(案) [級地区分]	160
8	身体障害者に係る厚生労働大臣が定める区分(案) [居宅支援の単価差の区分]	165
9	知的障害者に係る厚生労働大臣が定める区分(案) [居宅支援の単価差の区分]	166
10	児童に係る厚生労働大臣が定める区分(案) [居宅支援の単価差の区分]	167
11	厚生労働大臣が定める要件(案) [居宅介護の2人派遣]	168
12	厚生労働大臣が定める施設基準(案) [デイサービスの施設基準 (身障・知的)]	169
13	厚生労働大臣が定める基準(案) [遷延性意識障害者加算の要件]	171
14	厚生労働大臣が定める者等(案) [強度行動障害特別支援加算、自活訓練加算等の要件]	172
15	指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する 基準の制定に伴う留意事項について	174

平成14年9月支援費制度担当課長会議資料、「支援費基準（案）等の送付について」（平成14年12月27日付け事務連絡）からの主な追加、修正点等

○ 居宅生活支援費

- ・ 居宅介護支援費、デイサービス支援費及び短期入所支援費（宿泊を伴わない場合）は、「現に要した時間」ではなく、「計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間」等で算定する。
- ・ 全身性障害者の定義を規定。
- ・ 居宅介護支援費について、同時に2人の居宅介護従業者がサービス提供する場合の要件を規定。
- ・ 児童デイサービス支援費について、保育所に通っている児童は、併給を可能とした。

○ 施設訓練等支援費

- ・ 地方公共団体が設置する施設については、所定額の1000分の965に相当する額を算定することとした。
- ・ 障害程度区分Aの額が算定される旧措置入所者についても、重度重複障害者加算が算定されることを明示。
- ・ 強度行動障害者の基準を規定。
- ・ 入院時は、所定額（1月につき）の8割の額を算定することとする（日割りの場合の計算方法は9月時点と同様）。
- ・ 身体障害者療護施設の神経内科医加算について、神経内科医を「神経内科の診療に相当の経験を有する医師」とした。
- ・ 同一敷地外の建物で実施する場合の自活訓練加算の額は、借家等で訓練を行う場合に算定されることを想定していたところであり、この旨を告示上明示。
- ・ 自活訓練の基準を規定。
- ・ 心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設について、強度行動障害者特別支援加算及び自活訓練加算を算定できることとした。

○厚生労働省告示第 号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第二項第一号及び社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第十二条第二項第一号の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

指定施設支援（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表により算定した額とする。

別表

身体障害者施設訓練等支援費額算定表

通則

- 1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1（注3を除く。）、第2の1（注3から注7までを除く。）又は第3の1（注2を除く。）により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1（注3に限る。）、2及び3、第2の1（注3から注7までに限る。）、2及び3又は第3の1（注2に限る。）、2及び3により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。

算式

- （第1の1（注3を除く。）、第2の1（注3から注7までを除く。）又は第3の1（注2を除く。）により算定する額×別に厚生労働大臣が定める割合+第1の1（注3に限る。）、第2の1（注3から注7までに限る。）又は第3の1（注2に限る。）により算定する額）

当該月の入所日以降又は退所日以前の日数

× _____

当該月の日数

+第1の2及び3、第2の2及び3又は第3の2及び3により算定する額

- 2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1 身体障害者更生施設支援

- 1 身体障害者更生施設支援費（1月につき）

イ 指定内部障害者更生施設以外の施設の場合

(1) 入所による指定施設支援を行う場合

(-) 入所定員（通所による入所者の定員を除く。以下同じ。）が40人以下の場合

a	区分A	361,300円
b	区分B	300,900円
c	区分C	264,400円
(二)	入所定員が41人以上60人以下の場合	
a	区分A	281,700円
b	区分B	232,300円
c	区分C	192,000円
(三)	入所定員が61人以上90人以下の場合	
a	区分A	265,800円
b	区分B	208,000円
c	区分C	165,800円
(四)	入所定員が91人以上の場合	
a	区分A	241,300円
b	区分B	186,700円
c	区分C	155,700円
(2)	通所による指定施設支援を行う場合	
(一)	区分A	93,200円
(二)	区分B	91,200円
(三)	区分C	89,200円
ロ	指定内部障害者更生施設の場合	
(1)	入所による指定施設支援を行う場合	
(一)	入所定員が40人以下の場合	
a	区分A	373,900円
b	区分B	313,400円
c	区分C	277,000円
(二)	入所定員が41人以上60人以下の場合	
a	区分A	294,200円
b	区分B	244,900円
c	区分C	204,500円
(三)	入所定員が61人以上90人以下の場合	
a	区分A	278,300円
b	区分B	220,500円
c	区分C	178,300円
(四)	入所定員が91人以上の場合	
a	区分A	253,800円
b	区分B	199,300円
c	区分C	168,200円
(2)	通所による指定施設支援を行う場合	
(一)	区分A	93,200円
(二)	区分B	91,200円

(E) 区分C

89,200円

注1 指定内部障害者更生施設（指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「指定施設支援基準」という。）第2条第1号ニに規定する指定内部障害者更生施設をいう。以下この注において同じ。）以外の指定身体障害者更生施設（指定施設支援基準第2条第1号に規定する指定身体障害者更生施設をいう。以下同じ。）又は指定内部障害者更生施設において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分（法第17条の10第3項に規定する身体障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定身体障害者更生施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいい、法第17条の11第3項に規定する施設支給決定を受けた者を除く。以下同じ。）に対し、重度身体障害者更生援護施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。注3において同じ。）において入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Aに該当するものとみなして所定額を算定し、それ以外の指定身体障害者更生施設において入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Cに該当するものとみなして所定額を算定し、指定身体障害者更生施設において通所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出た指定身体障害者更生施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

- | | |
|----------------------|---------|
| イ 入所定員が40人以下の場合 | 18,200円 |
| ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合 | 10,900円 |
| ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合 | 7,800円 |
| ニ 入所定員が91人以上の場合 | 5,500円 |

3 区分Aに該当する者又は重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者であつて、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する者（以下「重複障害者」という。）である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。

4 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

- | | |
|-------------|---------|
| 2 入所時特別支援加算 | 22,500円 |
|-------------|---------|

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第2章第2節の規定により当該指定身体障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

第2 身体障害者療護施設支援

1 身体障害者療護施設支援費（1月につき）

イ 入所による指定施設支援を行う場合

(1) 入所定員が10人の場合

(一) 区分A	439,400円
(二) 区分B	390,500円
(三) 区分C	341,700円

(2) 入所定員が11人以上20人以下の場合

(一) 区分A	350,600円
(二) 区分B	326,200円
(三) 区分C	301,800円

(3) 入所定員が30人以上40人以下の場合

(一) 区分A	507,100円
(二) 区分B	464,300円
(三) 区分C	421,100円

(4) 入所定員が41人以上60人以下の場合

(一) 区分A	411,900円
(二) 区分B	386,300円
(三) 区分C	360,000円

(5) 入所定員が61人以上90人以下の場合

(一) 区分A	403,500円
(二) 区分B	378,200円
(三) 区分C	348,000円

(6) 入所定員が91人以上の場合

(一) 区分A	371,000円
---------	----------

(イ) 区分B	345,100円
(ロ) 区分C	319,100円
□ 通所による指定施設支援を行う場合	
(1) 通所による入所者の定員が4人以下の場合	
(イ) 区分A	166,900円
(ロ) 区分B	161,900円
(ハ) 区分C	156,900円
(2) 通所による入所者の定員が5人以上10人以下の場合	
(イ) 区分A	283,400円
(ロ) 区分B	281,400円
(ハ) 区分C	279,300円
(3) 通所による入所者の定員が11人以上20人以下の場合	
(イ) 区分A	205,500円
(ロ) 区分B	204,500円
(ハ) 区分C	203,500円

注1 指定身体障害者療護施設（指定施設支援基準第2条第2号に規定する指定身体障害者療護施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定身体障害者療護施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者に対し、指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

2 専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、1月につき次に掲げる額を所定額に加算する。

イ 入所定員が30人以上40人以下の場合	18,200円
ロ 入所定員が41人以上60人以下の場合	10,900円
ハ 入所定員が61人以上90人以下の場合	7,800円
ニ 入所定員が91人以上の場合	5,500円

3 区分Aに該当する者又は旧措置入所者であって、重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。

4 医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者又はこれに準ずる者である入所者に対して、指定施設支援を行った場合は、遷延性意識障害者加算として、1月につき10,000円を所定額に加算する。

5 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有すると診断された者（以下「筋萎縮性側索硬化症等障害者」という。）である入所者に対して、指定施設支援を行った場合は、筋萎縮性側索硬化症等障害者加算として、1月につき20,000円を所定額に加算する。

6 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療

護施設の職務に月に2回以上従事する神経内科の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、指定施設支援を行った場合は、神経内科医加算として、1月につき14,500円を所定額に加算する。

7 筋萎縮性側索硬化症等障害者である入所者に対して、当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する看護師を、指定施設支援基準第43条第1項第2号ロに規定する員数に加えて、常勤換算方法（指定施設支援基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。）で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定身体障害者療護施設において、指定施設支援を行った場合は、看護師加算として、1月につき82,400円を所定額に加算する。

8 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第3章第2節の規定により当該指定身体障害者療護施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

第3 身体障害者授産施設支援

1 身体障害者授産施設支援費（1月につき）

イ 指定特定身体障害者入所授産施設の場合

(I) 入所による指定施設支援を行う場合

(-) 入所定員が40人以下の場合

a 区分A	306,700円
b 区分B	256,600円
c 区分C	220,100円

(-) 入所定員が41人以上60人以下の場合

a 区分A	236,100円
b 区分B	205,400円
c 区分C	170,900円

(3) 入所定員が61人以上90人以下の場合	
a 区分A	219,500円
b 区分B	183,500円
c 区分C	158,900円
(4) 入所定員が91人以上の場合	
a 区分A	190,600円
b 区分B	162,900円
c 区分C	141,000円
(2) 通所による指定施設支援を行う場合	
(-) (1)以外の場合	
a 区分A	93,200円
b 区分B	91,200円
c 区分C	89,200円
(-) 分場において行う場合	
a 区分A	117,700円
b 区分B	109,200円
c 区分C	100,700円
□ 指定特定身体障害者通所授産施設の場合	
(1) (2)以外の場合	
(-) 通所による入所者の定員(分場の入所定員を除く。以下同じ。)が20人の場合	
a 区分A	166,400円
b 区分B	158,300円
c 区分C	141,600円
(-) 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
a 区分A	133,700円
b 区分B	128,300円
c 区分C	122,900円
(-) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	
a 区分A	109,500円
b 区分B	106,300円
c 区分C	99,600円
(-) 通所による入所者の定員が61人以上の場合	
a 区分A	96,300円
b 区分B	94,000円
c 区分C	89,200円
(2) 分場において行う場合	
(-) 区分A	117,700円
(-) 区分B	109,200円
(-) 区分C	100,700円

注1 指定特定身体障害者入所授産施設（指定施設支援基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設をいう。）又は指定特定身体障害者通所授産施設（指定施設支援基準第2条第3号ロに規定する指定特定身体障害者通所授産施設をいう。）（それぞれ指定施設支援基準第51条第1項に規定する分場を含む。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）において、指定施設支援を行った場合に、入所者の身体障害程度区分に応じて、それぞれ所定額を算定する。ただし、地方公共団体が設置した指定特定身体障害者授産施設の場合は、所定額の1000分の965に相当する額を算定する。なお、旧措置入所者に対し、重度身体障害者授産施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準第30条第2号に規定する重度身体障害者授産施設をいう。注2において同じ。）において、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Aに該当するものとみなして所定額を算定し、それ以外の指定特定身体障害者授産施設において、入所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Cに該当するものとみなして所定額を算定し、指定特定身体障害者授産施設において、通所による指定施設支援を行った場合は、当該入所者を区分Bに該当するものとみなして所定額を算定する。

- 2 区分Aに該当する者又は重度身体障害者授産施設の旧措置入所者であって、重複障害者である入所者に対して、入所による指定施設支援を行った場合は、重度重複障害者加算として、1月につき31,900円を所定額に加算する。
- 3 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合は、入院期間中所定額の100分の80に相当する額を算定する。

2 入所時特別支援加算 22,500円

注 新たに入所者を受け入れた場合、入所時特別支援加算として、入所した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）に、所定額を加算する。

3 退所時特別支援加算 22,000円

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定施設支援基準第4章第2節の規定により当該指定特定身体障害者授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の身体障害者居宅支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定額を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定額を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合は、加算しない。

○厚生労働省告示第 号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第二項第一号及び社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）附則第十八条第二項第一号（社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成十四年厚生労働省令第八十三号）附則第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準

指定施設支援（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表により算定した額とする。

別表

知的障害者施設訓練等支援費額算定表

通則

1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1（注2及び注3を除く。）、第2の1（注2を除く。）、第3の1又は第4の1（注2を除く。）により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、第1の1（注2及び注3に限る。）、2、3及び4、第2の1（注2に限る。）、2、3及び4、第3の2及び3又は第4の1（注2に限る。）、2及び3により算定する額を加えた額とする。ただし、月の途中で入所又は退所した入所者に係る当該月の分の指定施設支援に要する費用の額は、次の算式により算定するものとする。

算式

（第1の1（注2及び注3を除く。）、第2の1（注2を除く。）、第3の1又は第4の1（注2を除く。）により算定する額×別に厚生労働大臣が定める割合+第1の1（注2及び注3に限る。）、第2の1（注2に限る。）又は第4の1（注2に限る。）により算定する額）

当該月の入所日以降又は退所日以前の日数
× _____

当該月の日数

+第1の2、3及び4、第2の2、3及び4、第3の2及び3又は第4の2及び3により算定する額

2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1 知的障害者更生施設支援